

【制定 平成25年11月25日】

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大分県信用保証協会（以下「協会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 常勤役員報酬は、理事会において承認を得た額の範囲内で会長が定める。

2 非常勤役員報酬は、別表1に定める額とする。

3 報酬の支給方法は、常勤役員については職員の例により、非常勤役員については理事会開催の都度とする。

(賞与)

第3条 常勤役員に賞与を支給することができる。その額及び支給時期については、会長が定める。

2 会長は、前項の規定により賞与を支給したときは、その支給状況を次の理事会に報告するものとする。

(退職調整手当)

第4条 協会を勤務年数35年未満で退職し、退職手当の支給を受けた後、引き続き常勤役員に就任した役員であって、職員の勤務期間に役員在職期間を加えた年数を基礎に職員の退職手当を再計算した場合に得られる額が、職員退職時の退職手当の支給額を上回る場合には、その差額を退職調整手当として支給することができる。

2 前項の再計算に係る役員在職期間は、満60歳に達した年度の末日までの期間とする。ただし、満60歳に達する日より前に役員を退職した場合、又は満60歳に達した後、当該年度の末日より前に退職した場合の在職期間は当該退職の日までとする。

3 第1項の再計算の給料月額額は役員報酬の額とする。

4 退職調整手当は、役員を退職するときに支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員に通勤に要する交通費を支給する。その額及び支給方法は職員の例による。

(費用弁償)

第6条 常勤役員が協会用務のため旅行する場合は、大分県信用保証協会旅費規程により旅費を支給する。非常勤役員が、協会用務のため旅行する場合も同様とする。

2 非常勤役員が理事会等に出席する場合の費用弁償は、別表2のとおりとする。

(報酬等の辞退)

第7条 報酬又は費用弁償について非常勤役員から受領辞退の申出があった場合は、これを支給しない。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、別途会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成25年11月25日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 大分県信用保証協会役員の報酬、退職手当及び費用弁償規程(昭和55年10月21日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 協会職員を退職後、引き続き常勤役員に就任した役員でこの規程の施行日(以下「施行日」という。)に在職する者への退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 前項により退職手当を支給する場合の規定の適用期間は、施行日において満年齢が60歳を超えている者については役員として在職することになった日から施行日の前日までの期間、満年齢が60歳未満の者については、役員として在職することになった日から満60歳に達する年度の末日までの期間により、在職月数を算定する。

5 施行日に在職する非常勤役員については、現任期の終期までの期間について、従前の規程を適用し、経過措置として退職手当を支給する。ただし、任期の途中で退職する場合は、退職の日までを適用期間とする。

附 則

1 この規程は、平成25年11月25日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分	報 酬
非常勤理事	理事会の出席につき、1回当たり 30,000円（源泉徴収税額控除後の額）
非常勤監事	役員会又は監事会の出席につき、1回当たり 30,000円（源泉徴収税額控除後の額）

別表2（第6条関係）

区 分	日 当
非常勤理事	5,000円
非常勤監事	5,000円